

Ⅲ 基金の管理と運用について

第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

5. 基金の管理と運用全般における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 基金のあり方及び有効活用に係る全庁的な検討について (意見)</p> <p>環境の変化等に伴い有効に活用していると言いきれない基金、金額を見直すべき基金や廃止を検討すべき基金などが存在しているのが実情である。</p> <p>市は、基金が有効活用されているか、環境の変化に伴い必要性に疑義が生じている基金はないかなどの観点から、定期的な見直しを行うことが望まれる。</p> <p>また、基金に関連する事業の定期的な見直しに当たり、全庁的な見直しを行うための仕組みを構築し、各基金をゼロベースで見直す体制を整えていくことが望ましい。</p> <p>(財政局財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成30年9月19日通知）】</p> <p>平成29年10月、平成30年度に向けた市政取組方針において、基金活用について通知したところであり、また、平成30年7月、各基金について透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことで、より適切かつ効果的な管理・運営を図ることを目的として、各基金の現況等について財政局にてとりまとめ、市ホームページに掲載した。</p> <p>平成31年度に向けても同様に、基金活用について通知するとともに、その後の各基金の状況について市ホームページにて公表することで、基金の更なる有効活用、見直しに関するサイクルを確立する。</p>
<p>② 寄付金を財源とする基金に係る情報開示の拡充について (意見)</p> <p>市は、寄付金を積立財源とする基金について、寄付者にとって有益な情報となるよう、また、新規の寄付へのインセンティブにつながるよう、積極的に情報開示を図る姿勢が望まれる。</p> <p>ふくおか応援寄付のホームページが寄付を募るアピールの場であることを考えれば、市は、「寄付金はどのように活用されるか」などより具体的なイメージができるよう、情報開示を積極的に図ることが有効であると考えられる。</p> <p>(財政局財産活用課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>平成29年5月のふくおか応援寄付のリニューアルに合わせ、ホームページやパンフレットについても、各事業・取組において寄付金がどのように活用されるかを、これまで以上に分かりやすく具体的に示すよう改善を行うとともに、寄付金の活用実績を紹介する「事業実績報告書」の内容の充実を図り、10月にホームページ上で公開を行った。</p> <p>今後も、ふくおか応援寄付の寄付金の使い道について、共感や支援を得られるよう、積極的な情報開示に取り組む。</p>

6. 各基金の管理と運用に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 福岡市財政調整基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 基金の処分内容の具体化及び取崩額根拠の明確化について (意見)</p> <p>取崩に関する文書には具体的にどのような内容の経費の財源に充てられたか記載はなく、条例に規定された処分項目に合致しているのか不明である。また、取崩額について積算根拠を記載した決裁文書はなく、結果として基金が有効に活用されたことを確認できない。</p> <p>市は、福岡市財政調整基金条例の趣旨を踏まえ、取崩額について積算根拠を明確化し、その内容について決裁文書として保存しておくことが望ましい。</p> <p>(財政局財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>平成28年度予算の執行より、基金取崩の決裁文書に、取崩額の考え方を記載した。</p> <p>なお、財政調整基金の基金受入金は一般財源であるため、用途は特定されない。</p>

(2) 福岡市庁舎建設等資金積立金

監査の結果	措置の状況
<p>① 基金の計画的な積立の検討について (意見)</p> <p>庁舎等公共施設の新設や改修等には将来的に多額の費用が必要と考えられるが、現在のところ福岡市庁舎建設等資金積立金は当該費用に基づく計画的な積立が実施されている訳ではない。市は、福岡市アセットマネジメント実行計画等を踏まえて中長期的視点に立ち、庁舎等公共施設の新設や改修等に係る費用を念頭に、計画的な積立について検討することが望まれる。</p> <p>(財政局財政調整課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>平成29年6月に、福岡市アセットマネジメント推進プランを策定したところであり、今後、同プランや市全体の財政状況等を踏まえながら、庁舎建設等資金積立金の積立・取崩の検討を行う。</p>

(5) 福岡市土地開発基金

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>① 事業計画の明確化について (指摘)</p> <p>福岡市土地開発基金要領では、「基金設置の目的に応じ、市全般の公共用地等の取得に関する事業の予定を勘案し、適正な事業計画をたてる」とされているにすぎず、当該事業計画の具体的な対象、範囲等が不明確であり、結果として形骸化している規定となっていると判断せざるを得ない。市は、福岡市土地開発基金要領における事業計画の具体的な対象、範囲等を明確化すべきである。</p> <p>(財政局財産活用課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>新たに福岡市土地開発基金管理要綱（福岡市土地開発基金要領は廃止）を策定し、同要綱において、事業計画の具体的な範囲等を明確化した。</p>
<p>② 基金の積立額根拠の明確化について (意見)</p> <p>積立額20億円の算定根拠に係る文書がなく、その結果、福岡市土地開発基金の積立額の妥当性について疑念が生じかねない。</p> <p>市は、積立額の算定根拠については文書でその内容を明確化することが望まれる。</p> <p>(財政局財産活用課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>基金の積立額の算定根拠については、今後の積立実施時において、その算定根拠を明確にすることとした。</p>

(6) 福岡市財産区基金及び(7) 福岡市脇山財産区基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 交付金の使途に関する基準の明確化について (意見)</p> <p>市は、財産区の住民の福祉を増進するとともに、市の一体性をそこなわないという地方自治法の規定に鑑みて、各財産区において交付金の使途の基準を明確化するとともに、交付金事業の使途について公共性の観点から適切に精査することが望まれる。</p> <p>(財政局財産管理課)</p>	<p>【措置済（令和3年3月23日通知）】</p> <p>交付金の使途に関する基準の明確化については、各財産区が地域で果たしてきた役割や慣行なども勘案しながら、令和元年度に「福岡市財産区交付金交付基準」を策定、令和2年7月下旬に各財産区へ周知しており、令和3年度より施行する。</p> <p>交付金の使途の精査については、領収書等の提出により確認を行っている。</p>

(8) 福岡市NPO活動支援基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 実績報告書の適切な確認の実施について (指摘)</p> <p>市は、補助対象者及び補助対象内容について実質的な検証が不十分である。市は、補助金額の確定に際して事業実施団体から実績報告書の提出を受け、その内容の確認を行う際は、不明点等があれば事業実施団体に問い合わせるなどして支出の相手先、金額の妥当性等を含めた支出内容の検証を適切に実施し、補助金支出の適切な執行に努めるべきである。</p> <p>(市民局市民公益活動推進課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>補助金額の確定に際し、補助対象者及び補助対象内容についての検証を適切かつ確実に実施するため、「補助金実績報告チェックシート」を新たに作成し、活用することとした。</p> <p>また、補助団体へ補助金の適正利用及び事業報告に係る書類整備等について周知を図るため、事業期間中にヒアリングを実施することとした。</p>

(9) 福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 基金のシミュレーションの実施及び事業選定指針等の明確化による基金の有効活用について (意見)</p> <p>基金をより有効活用するために、寄付による目標積立額を設定するとともに、今後の積立及び取崩に関するシミュレーションを行うことが望まれる。</p> <p>また、「市民のスポーツ・レクリエーションの普及振興」に資する事業や「本市で開催される国際スポーツ大会」の中から基金を充当する対象を選定するための方針及び充当する金額の算定基準を明確にすることが望まれる。</p> <p>(市民局スポーツ振興課)</p>	<p>【措置を行わない（平成30年9月19日通知）】</p> <p>福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金の活用について、国際スポーツ大会に関しては具体的なシミュレーションを行うことが性質上難しいことから、福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金条例の目的に照らし、予算編成の中で具体化し、議会に諮ったうえで決定する。</p>
<p>② ふくおか応援寄付金等を財源として実施した事業の情報公開について (意見)</p> <p>市は、基金を充当して実施する事業の選定基準及び充当額の算定基準を明確にした上で、寄付金の使途をより具体的にかつ</p>	<p>【措置済（平成30年9月19日通知）】</p> <p>福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金については、予算編成において充当する事業や充当額を定めることとしている。</p> <p>また、ふくおか応援寄付のウェブサイト。</p>

適切に公表することが望まれる。 (市民局スポーツ振興課)	を通じて、寄付金の活用についての公表を行うこととした
---------------------------------	----------------------------

(10) 福岡市こども未来基金

監査の結果	措置の状況
<p>① ふくおか応援寄付金等を財源として実施した事業の情報公開について (指摘)</p> <p>市は、福岡市こども未来基金を充当して実施する事業の選定基準及び充当額の算定基準を明確にした上で、寄付金の使途をより具体的にかつ適切に公表することが望まれる。</p> <p>また、一部の事業について、福岡市こども未来基金を充当していないにもかかわらず公表資料では活用した旨の記載がされている状況は、閲覧者や寄付者の誤解を招くため、不適切な情報公開であると言わざるを得ない。正確な情報公開を行うべきである。</p> <p>(こども未来局総務企画課)</p>	<p>【措置済(平成30年2月14日通知)】</p> <p>福岡市こども未来基金については、毎年度の予算編成において充当する事業や充当額を定めることとしている。</p> <p>なお、同基金の公表資料については、指摘を受けて直ちに記載内容の修正を行った。今後は、正確な情報公開を徹底する。</p>
<p>② 基金のシミュレーションの実施及び事業選定指針等の明確化による基金の有効活用について (意見)</p> <p>基金をより有効活用するために、寄付による目標積立額を設定するとともに、今後の積立及び取崩に関するシミュレーションを行うことが望まれる。</p> <p>また、「子ども施策を推進する」事業の中から基金を充当し、実施する事業の選定に関する方針及び充当する金額の算定基準を明確にすることが望まれる。</p> <p>(こども未来局総務企画課)</p>	<p>【措置を行わない(平成30年2月14日通知)】</p> <p>今後とも、基金の活用については、福岡市こども未来基金条例の目的に照らし、毎年度の予算編成の中で具体化し、議会に諮ったうえで決定する。</p>

(11) 福岡市立中央児童会館基金

監査の結果	措置の状況
① 委託事業の仕様書の一部が実施されなか	【措置済(平成30年2月14日通知)】

<p>った場合の適切な対応について (意見)</p> <p>仕様書で求められる事業の一部が正当な理由に基づき実施されていないが、その代替として同等の事業が実施されており問題ないとのことである。しかし、市はこのことに関する決裁を行っておらず、本事業の実施結果が仕様書の内容を充足しているかどうか市の判断及びその根拠が明確ではない。</p> <p>このため、実施できない事業が生じた場合には、市は決裁を行った上で、他の代替事業を実施するように仕様書を変更するか又は当該事業は実施せずに委託料を減額する契約変更を行うか、もしくは実施された事業は仕様書の内容を充足している旨の判断及びその根拠を明確にすることが望ましい。</p> <p>また、仕様書及び事業報告書の記載項目が不明確であり、事業の実施結果が仕様書の内容を満たしているかどうか、客観的に見て不明瞭な部分がある。このため、市は決裁を行った上で、仕様書及び事業報告書の記載の対応関係を明示して実施された事業は仕様書の内容を充足している旨を明確にすることが望ましい。</p> <p>(こども未来局青少年健全育成課)</p>	<p>委託事業で仕様書に記載する事業が実施できない状況が発生した場合は、決裁を行ったうえで他の代替事業の実施もしくは委託料を減額する契約変更を行うか、もしくは仕様書の内容を充足している旨の判断及びその根拠を明確にする。</p> <p>また、事業報告書の記載項目については、事業の実施結果が仕様書の内容を満たしていることが明確になるよう、的確に表記する。</p>
<p>② より有効な活用方法を含めた基金のあり方の検討について (意見)</p> <p>寄付者の意思を十分斟酌しつつ、基金の管理に関する毎年の事務コストを踏まえ、例えば基金を取り崩した上で、児童会館で使用する図書等の購入等に充てるなど、児童会館（ひいては児童会館の利用者）のためにより有効な基金の活用方法などの福</p>	<p>【措置を行わない（平成 30 年 2 月 14 日通知）】</p> <p>基金の原資は解散した今泉財産区であり、当時の寄付者の意思を斟酌すると基金の取り崩しは困難である。</p>

<p>岡市立児童会館基金のあり方を検討することが望まれる。</p> <p>(こども未来局青少年健全育成課)</p>	
<p>③ 館外活動業務の公募の必要性について (意見)</p> <p>指定管理業務と館外活動業務とでは事業内容が大幅に異なることに鑑みれば、平成26年度及び平成27年度に実施した館外活動業務については、公募により業者を選定する余地があったと考える。</p> <p>平成28年度から指定管理者の選定は公募により実施されているが、監査対象期間は平成27年度であることから意見として記載する。市は、今後、同様の事例について十分留意することが望ましい。</p> <p>(こども未来局青少年健全育成課)</p>	<p>【措置済(平成30年2月14日通知)】</p> <p>児童館は指定管理による管理運営を平成28年度より公募で実施している。今後、同様の事例が発生した際には、業者選定について十分留意する。</p>

(12) 福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 国民健康保険高額療養費貸付事業関連書類の新様式使用の徹底について (意見)</p> <p>市は、様式を改定する際、特に自己負担限度額の算定に影響がある箇所の改定に当たっては、改定後の様式を用いるように徹底することが望ましい。</p> <p>(保健福祉局国民健康保険課)</p>	<p>【措置済(平成30年2月14日通知)】</p> <p>帳票の出力を行っている高額療養費支給システムの改修後は、新様式の使用が徹底されている。今後は、制度改正に対応した速やかなシステム改修に努める。</p>
<p>② 基金額の見直し及び高額療養費貸付制度の利用実人数の把握について (意見)</p> <p>市は、基金残高及び各区への配分額について、実態に応じて見直すことが望ましい。必要以上の金額を留保しておくことは、当該財源を活用した他の事業実施等の機会を失うことにもつながり、効率性に問題があると考えられる。</p> <p>市は、貸付制度利用の実態把握に努めた</p>	<p>【措置未了(令和3年10月1日通知)】</p> <p>平成29年度からの各区の利用実績に基づき、令和3年度に、基金額の減額及び区の配分額の変更に係る方針決定を行う。</p>

<p>上で、基金の金額及び各区への配分額について新たに検討することが望まれる。</p> <p>(保健福祉局国民健康保険課)</p>	
---	--

(13) 福岡市健康づくり基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 基金の用途に係る情報開示の拡充について (意見)</p> <p>市は、基金取崩額の用途の計画について、より具体的な内容を外部に公表することが望まれる。市は、市民にとって有用な情報は何かについて検討し、積極的に情報開示の拡充を図っていくことが望ましい。</p> <p>(保健福祉局健康増進課)</p>	<p>【措置済（令和元年9月20日通知）】</p> <p>ふくおか応援寄付ホームページにおける市民への情報提供について、平成30年9月末より実施した。</p>

(14) 福岡市介護保険資金貸付基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 基金額の見直しについて (意見)</p> <p>市は、実態に応じて基金の金額を見直すことが望ましい。</p> <p>平成27年度の貸付制度利用者数は4人と極めて限定的であることから、極端に貸付額が増加する事態は想定されにくく、基金の金額を減額する余地はあると考えられる。</p> <p>市は、廃止も含め今後の基金の方向性を検討することが望ましい。</p> <p>(保健福祉局介護保険課)</p>	<p>【措置を行わない（令和元年9月20日通知）】</p> <p>基金額の見直しについては、介護保険制度上、被保険者はサービス利用時の自己負担を一旦は全額負担しなければならず、その上で申請に基づき利用者負担上限額を超えた額を高額介護サービス費等として給付を受ける必要がある点や、利用者負担のあり方（1割負担の見直し）に関する国の動向に留意していく必要がある点を考慮し、措置は行わない。</p>

(16) 福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 基金の運用利息における用途の明確化について (指摘)</p> <p>市は、市社協と協議の上、補助金の交付決定通知書や市社協の事業実績報告書等において、運用利息の充当されている事業</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>福利厚生事業費に含まれる人件費については、これまで法人運営事業に計上されている人件費の一部に含まれていたところであるが、市社協と協議を行い、今後、福利厚生事業費に含まれる人件費として明確</p>

<p>内容及び事業費を明確化するとともに、当該充当先が条例の趣旨に則った、民間社会福祉事業従事職員の福利厚生に要する費用かについて検討すべきである。</p> <p>(保健福祉局福祉・介護予防課)</p>	<p>化するため、事業実績報告書等の記載方法を改めるとともに、補助金の交付決定時などに確認を行うこととした。</p>
---	--

(17) 福岡市地域保健福祉振興基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 福岡市地域保健福祉振興基金事業の目標設定の見直しについて (意見)</p> <p>両者の目標が整合していない点を踏まえると、事業計画策定時に、行財政改革プランの目標は念頭になかったと言わざるをえない。</p> <p>市社協は行財政改革プラン上の目標に過度に捉われる必要はなく、状況に応じて目標を見直すことは必要である。しかし、市社協が設定目標を見直すのであれば、市は現状の目標と実績を把握し、その差異の原因を分析した上で、目標を見直す必要があるのか、見直した後の目標は実現可能性があるのかについて検討することが望ましい。</p> <p>(保健福祉局福祉・介護予防課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>行財政改革プランについては、平成25年度から平成28年度までを計画期間とするものであり、直近の活動状況を踏まえて単年度の目標値を設定している市社協の事業計画とは性質が異なるものであることから、完全に一致させることは困難であるが、目標の設定や見直しにあたっては、整合性を出来る限り図ることができるよう、市社協と十分に協議を行いながら進めることとした。</p>
<p>② 基金の元本取崩の検討について (意見)</p> <p>近年基金の運用利率が極めて低いことや、地域保健福祉振興基金事業補助金には一般財源からの補填が毎年必要となっていることを踏まえると、13億円を超える資金を基金として積立しておくことは、資金を効果的かつ効率的に使用するという観点から検討の余地があると考えられる。</p> <p>市は、今後どのような事業に基金を活用していくのかを検討し、市の財政状況を見据えた上で、計画的に基金を取り崩すこと</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>地域保健福祉振興基金については、当該基金の設置目的などを踏まえると、現時点においては、現在の基金事業の財源として元本を取り崩し、充当する予定はないが、今後の超高齢社会を踏まえ、現在の基金事業に代わる新たな事業を行う場合などにおいて、必要に応じて、基金の元本の活用を行うことも視野に入れながら検討を行うこととした。</p>

を検討することが望ましい。 (保健福祉局福祉・介護予防課)	
----------------------------------	--

(18) 福岡市環境市民ファンド

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 住宅用太陽光発電システムに対する補助制度の改変について (意見)</p> <p>市は、住宅用エネルギーシステム導入促進事業のうち、需要が大きく減少している住宅用太陽光発電システムに対する補助制度について、制度の改変等を検討することが望ましい。</p> <p>住宅用エネルギーシステム導入促進事業としては、環境保全及び市民のニーズを的確に把握し、適宜補助事業の内容を見直すことにより、より効果的な基金の活用を検討することが望ましい。</p> <p>(環境局環境政策課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>住宅用太陽光発電システムに対する補助については、電力の固定価格買取制度の変更状況や市民ニーズ等を踏まえた見直しを適宜行っている。</p> <p>平成29年度は、買取価格が低下しても導入のメリットが得られるよう、補助内容を、蓄電池、HEMS等との複合導入により「自家消費型太陽光発電」を促進するものに見直した。</p> <p>今後も、市民ニーズ等を踏まえて見直しを行っていく。</p>

(19) 福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① 事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援に係る補助金の活用について (意見)</p> <p>市は補助制度の更なる活用を促すため、事業者への質問を通じ想定される各要因を分析するとともに、各要因に応じて対策を検討することが望ましい。</p> <p>想定される対策例として、福岡市外の事業者も対象に個別通知すること、補助限度額を3億円から引上げること、補助対象経費の範囲に土地の取得費を含めること等が想定されるが、特に補助制度の拡充は重要であると考えられる。</p> <p>(環境局資源循環推進課)</p>	<p>【措置を行わない（平成30年2月14日通知）】</p> <p>当該補助金については、平成28年2月に補助上限額を2億円から3億円へ、補助率を1/3以下から1/2以下への拡充見直しを行ったところである。現在、施設整備案件が2件進行中であり、制度の拡充による一定の効果があつたと考えている。今後も案件の進捗状況を勘案しながら、対応を検討していく。</p>

(20) 福岡市音楽産業振興基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>① 基金の有効活用内容の具体化について (意見)</p> <p>市は有効活用を目指して平成28年9月に今後の取組を決定しているが、基金の有効活用については音楽関連産業の人材育成事業等に充当するとされるのみで、その活用の内容が具体化されているとは言えないと考える。市は、基金の設置の目的に照らした上で、活用内容をより具体化することが望まれる。具体化した活用内容については、広く市民への周知を図るとともに、再度ふくおか応援寄付の対象とすることも検討することが望まれる。</p> <p>(経済観光文化局コンテンツ振興課)</p>	<p>【措置済 (平成30年2月14日通知)】</p> <p>基金の活用内容の具体化という点に関して、来年度より民間と市が協力して行っている音楽産業振興事業の拡充に利用する方向で手続きを進めているところである。また、基金の広報については、継続的に随時市の広報媒体や後援イベント、民間音楽ポータルサイト等において行っている。ふくおか応援寄付について、当面は現状のままとし、今後の状況によっては、再度対象とすることも検討する。</p>
--	--

(21) 福岡城整備基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 目標額達成方法の拡充について (意見)</p> <p>市は、イベントでの広報活動等に加え、SNSの活用等によって更なる周知を図るとともに、福岡城に対する市民意識の醸成を図ることが望ましい。また、目標額の達成に向け、クラウドファンディングの実施や地場企業をはじめとした大口寄付の拡大等の検討を進めることで、寄付金額の増加を図ることが望まれる。また、市は、寄付金を広く募集する際には、基金の積立や取崩の状況、事業の進捗状況などの基金の成果に関する情報を適時に開示することが望ましい。</p> <p>(経済観光文化局史跡整備活用課)</p>	<p>【措置済 (平成30年2月14日通知)】</p> <p>基金の広報活動や、復元整備事業の進捗状況等については、舞鶴公園をはじめとした市内各種イベントにおけるブース出展などのPR活動や、ふるさと納税制度を活用した福岡市ホームページによる周知、市内文化関連施設等へのリーフレット及び募金箱の設置などを行った。</p> <p>さらに、関係自治体が一堂に会する「ふるさと納税フェスタ」への参加や、各地の福岡県人会などと連携し、総会でのブース出展や、会員へのリーフレット配布を行うなど、市外でのPRにも積極的に取り組んだ。</p> <p>今後とも、文化財部フェイスブックや市ホームページなどを活用し、情報発信を行うことで、さらなる周知を図るとともに、他都市の例なども参考にしながら、新たな手法を検討し、基金の広域的募集に努めていく。</p>

(22) 福岡市競艇事業積立金

監査の結果	措置の状況
<p>① 取り崩した競艇事業積立金の一般会計への繰り入れ等の検討について (意見)</p> <p>福岡市競艇事業積立金の過年度の用途を考慮すれば、積立資金はこれまでと同様に、設備資金及び地方公共団体金融機構納付金に充当することが考えられる。市が策定した今後5年間の福岡市モーターボート競走事業の収支計画に基づく、平成32年度末でも多額の積立資金残高が留保されてしまい資金が有効活用されない可能性が高いと考える。市は、積立資金残高のうち福岡市モーターボート競走事業に留保しておくべき必要額を見積もった上で、差引残額を一般会計に繰り入れること等資金の有効活用方を検討することが望ましい。</p> <p>(経済観光文化局経営企画課)</p>	<p>【措置済(平成30年2月14日通知)】</p> <p>積立資金残高については、次期経営計画(平成33年度～37年度)を策定する際、具体的な施設整備計画に基づく資金需要を決定し、資金の有効活用の方策を検討することとした。</p>

(23) 福岡市営住宅基金及び(24) 福岡市営住宅修繕基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 市営住宅等に係る更新費用シミュレーションを踏まえた基金の積立について (意見)</p> <p>市は、過去の事業費実績等を踏まえ、上記の計画(市営住宅ストック総合活用計画)実行に伴う支出を試算するとともに、その計画の実行可能性も合わせて検討することが望ましい。</p> <p>市は、市営住宅等に係るデータを整備し、より精度の高い更新費用の推計を行うことが望ましい。</p> <p>また、推計値に基づいて、市営住宅等の今後の見通しを定量的に把握、基金の積立額の見直し及び更新する住戸数の見直し</p>	<p>【措置を行わない(平成30年2月14日通知)】</p> <p>試算については、定期的にこれまでの実績を踏まえた事業費の算定を行い、更新の見直しを行っている。しかしながら、市の予算は単年度が基本であることから、年度ごとに事業実施を決めているため、市営住宅ストック総合活用計画にはこれまでも記載していない。</p>

等に役立てることが望まれる。さらに、財政の状況や更新する住戸数は年々変化していくことが想定されるため、推計は実態に応じて定期的に見直す必要がある。なお、推計結果や推計に基づいた計画については、活用計画等にも反映させ、広く情報公開することが望まれる。

(住宅都市局住宅計画課, 住宅管理課)

(25) 福岡市営住宅敷金基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 基金運用利息の使途の整理及び決裁文書の保存について (意見)</p> <p>規定されていない事業費に充てるのであれば、その判断が福岡市営住宅条例や福岡市営住宅敷金基金条例に照らして妥当であるか慎重に検討し、検討の経緯を文書化しておくことが望まれる。</p> <p>また、駐車場の整備のように、基金造成時には想定していなかった事業に充てることが増えてきているのであれば、規定そのものを実態に即して見直すことが望ましい。</p> <p>(住宅都市局住宅管理課)</p>	<p>【措置済 (平成 30 年 2 月 14 日通知)】</p> <p>基金運用利息の使途について、条例の趣旨を十分に踏まえ、その具体的範囲について検討を行い、その方針を定めた。</p>

(27) 福岡市都市景観形成基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 都市景観形成基金の活用方針の明確化について (意見)</p> <p>市は、基金を有効活用するため、具体的な積立及び取崩方針を明確化した上で具体的な実施事業について検討を行い、目標金額及び実施の時期等に関する計画を策定することが望まれる。また、当該基金がふくおか応援寄付の対象である以上、具体的な目標金額や事業内容等について、広く</p>	<p>【措置済 (平成 30 年 9 月 19 日通知)】</p> <p>平成 30 年 7 月に、条例の趣旨を十分に踏まえ、基金を活用する事業の範囲など基金の処分に関する基本的な方針を定めるとともに、市 HP に基金を活用する事業の範囲等について掲載し、市民への情報開示を行っている。</p>

市民に情報開示することが望まれる。 (住宅都市局都市景観室)	
-----------------------------------	--

(28) 福岡市みどりの基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 実施事業の成果の把握及び評価並びに基金利用に係る妥当性の検討について (意見)</p> <p>市民・企業と共働で行う花とみどりのまちづくりを推進・啓発する事業は過年度から実施されている既存の事業であり、市財政が逼迫しているために福岡市みどりの基金を取り崩して財源に充てられたことは資金融通的に使用されているようにみえる。</p> <p>市民にとって真に必要な事業を継続することは重要であるが、必要な事業であるかを判断するために実施事業に係る成果を把握し評価を行うとともに、基金を使用することの妥当性について十分検討を行うことが望ましい。</p> <p>また、福岡市みどりの基金は当初の財産を取り崩して事業を実施しており、これまで新たな財源の積立を行っていないことから、事業の継続に当たっては新たな財源の確保について検討を行うことが望ましい。</p> <p>(住宅都市局みどり推進課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>平成29年度からは、基金の用途を公園、街路樹等の公共空間の緑化のための維持管理・整備等に明確にし、基金事業を行う前に十分に検証を行うことにしている。</p> <p>また、新たな財源の積立を行うため、ふくおか応援寄付のメニューに追加し、イベント時にも募金を行うこととした。</p>

(29) 福岡市港湾環境整備保全基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 基金の今後の活用方針又は必要に応じて廃止等の検討について (意見)</p> <p>市は、福岡市港湾環境整備保全基金の設置の目的を踏まえ、今後の具体的な活用方針を検討するとともに、活用の見込みがない場合は基金の廃止等のあり方を検討す</p>	<p>【措置を行わない（平成30年2月14日通知）】</p> <p>港湾環境整備保全基金は、博多港における快適で魅力ある環境を整備し、また、適切に保全するため、海浜公園等の維持管理経費の財源として取り崩しを行ってきたものであり、毎年の予算編成のなかで、基金</p>

ることが望ましい。 (港湾空港局理財課)	の活用について検討して行きたい。
-------------------------	------------------

(30) 福岡市港湾整備事業基金 (一般会計分)

監査の結果	措置の状況
<p>① 事業継続のための財源確保の検討について (意見)</p> <p>市が策定した事業計画によれば、住宅市街地を含むまちづくりエリアの土地整備を平成 35 年度まで実施する旨が記載されていることから、少なくとも当該年度までは事業に係る財源の確保が必要と考えられる。福岡市港湾整備事業基金 (一般会計分) が直近と同様のペースで取り崩されると仮定した場合、概ね平成 31 年度末には残高がゼロになると想定される。</p> <p>よって、今後の事業内容、事業実施に要する費用等を踏まえ、市は事業の継続に当たり、財源の確保について検討を行うことが望ましい。</p> <p>(港湾空港局理財課)</p>	<p>【措置を行わない (平成 30 年 2 月 14 日通知)】</p> <p>港湾整備事業基金を充当している人工海浜や海岸整備、エコパークゾーン等のアイランドシティ周辺の環境整備等の事業は、一般財源で実施される事業であり、基金が枯渇した場合でも、事業の継続に支障がないよう、適切に予算を確保して行きたい。</p>

(31) 福岡市港湾整備事業基金 (港湾整備事業特別会計分)

監査の結果	措置の状況
<p>① 余剰基金に係る有効活用の検討について (意見)</p> <p>市は、埋立用地の売却収入や借地料収入の状況をみながら、当該余剰資金について具体的な事業へ活用すること等を検討することが望ましい。</p> <p>(港湾空港局理財課)</p>	<p>【措置を行わない (平成 30 年 2 月 14 日通知)】</p> <p>港湾整備事業特別会計における港湾整備事業基金は、港湾整備事業に係る歳入・歳出の剰余金を積み立てるものであり、本来特別会計の事業全体の財源調整のための資金である。起債償還の主な財源であり、特会の健全性確保のために、将来の起債償還等の財政需要も踏まえ、一定程度の残高を確保しておくべき資金であり、使途のない余剰資金ではない。</p> <p>このため、具体的な事業のための財源として用いるものではないことから、検討は</p>

	行わない。
--	-------

(33) 福岡市水道事業建設改良基金及び(34) 福岡市水道事業減債基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 利用実態及び将来計画のない基金の廃止の検討について (意見)</p> <p>水道事業は地方公営企業として運営されており、地方公営企業に適用される会計制度によれば、決算における利益処分によって減債積立金や建設改良積立金などの積立金が任意に積立可能である。地方公営企業の下では基金制度の必要性は乏しいと考えられ、また、積立及び取崩が行われていない利用実態や将来計画が作成されていない状況に鑑みれば、市は、福岡市水道事業建設改良基金及び福岡市水道事業減債基金の廃止を検討することが望ましい。</p> <p>(水道局経理課)</p>	<p>【措置を行わない(平成30年2月14日通知)】</p> <p>利益処分による積立は、制度上毎年の利益の範囲内に限られ不確実性が高いため、今後、人口減少等に伴い長期的な料金収入及び利益の減少傾向が見込まれる中においては、計画的な企業債償還・建設改良資金の確保に支障を来す可能性がある。</p> <p>このため、今後は基金積立を予算化し、計画的かつ長期的に基金を管理していく必要もあると考えており、中期的な財政収支計画において活用計画がないことをもって基金を廃止することは適当ではなく、措置を行わないこととした。</p>

(35) 福岡市水道水源かん養事業基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 事業継続のための基金の新規積立方策等の検討について (意見)</p> <p>平成42年度以降についても水道水源かん養事業自体は継続して実施すると考えられるが、市は、その全額を一般財源で賄うか、福岡市水道水源かん養事業基金の新規積立を実施して基金を充当しながら実施していくか、早期に検討することが望まれる。</p> <p>(水道局流域連携課)</p>	<p>【措置済(平成30年2月14日通知)】</p> <p>福岡市水道水源かん養事業基金については「福岡市水道長期ビジョン2028」の計画期間である平成29年度から40年度までは、現有基金を活用して事業を実施できる見込みである。</p> <p>今後の方向性については、本市の財政状況や国等の水資源に関する施策の動向等を注視しながら、次期ビジョンの策定時に検討し、判断することとした。</p>

(36) 福岡市高速鉄道建設基金

監査の結果	措置の状況
<p>① 事業実施部局による基金に係る計画立案の必要性について</p>	<p>【措置済(令和元年9月20日通知)】</p> <p>福岡市地下鉄経営戦略を平成31年2月に</p>

<p>(意見)</p> <p>財政局にて市全体の財政状態を踏まえつつも、福岡市高速鉄道建設基金を資金需要に即してより効果的に活用するため、事業を実施する交通局が主体となり、その積立及び取崩の計画を立案し、実行することが望まれる。さらに、基金の活用状況については、交通局が主体的に立案した計画に従って適切に実行されているか評価を行うことが望まれる。</p> <p>(交通局経理課)</p>	<p>策定したことにあわせ、財政局と協議し、交通局が主体となって当該基金にかかる平成40年度までの積立及び取崩計画を策定した。</p>
---	---

IV 福岡市モーターボート競走事業に係る事務の執行及び管理について

第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

5. 福岡市モーターボート競走事業に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 経営状況の把握・分析、計画の進捗管理に関する事項

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① ROKU 投資計画における収支見込と施設の有効活用施策の見直しについて (指摘)</p> <p>ROKU が市民にとって有効に利用されるためには、まず、「有効に利用されているとは、どのような状態なのか」を検討し、それを具体的に達成するためのイベント開催頻度や団体客の誘致数、施設の稼働率などの成果指標を設定する必要がある。さらに、建設後は当初設定した目標や計画と実績を比較して継続的に事業を評価し、問題点があれば運営方法を随時見直す必要がある。また、「ライフサイクルコスト」の考え方によれば、施設の維持に必要な運用管理費（ランニングコスト）は、建設費よりも多額に生じると考えられている。市は、ROKU の建設について、運用管理コストも考慮した支出に見合った効果があるの</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>ROKU は、女性や初心者が安心して楽しめるスペースとして、初心者教室を開催するほか、インバウンドの受け入れ施設として活用するなど、今後の入場者数及び場内売上への減少に対する改善施策を担う施設である。</p> <p>平成29年12月現在の稼働率は、約44%であり、更なる有効活用を図るために毎年度の施設利用目標を立てるとともに、利用対象を一般利用者まで拡大するなど、運営方法の見直しも随時実施している。</p> <p>今後も引き続き、ランニングコストを考慮した支出に見合った効果を出すための活用方法について検討していくこととした。</p> <p>(平成29年度目標)</p> <p>初心者教室など：42回程度、</p>

<p>か、また、効果を出すためにはどのように活用すればよいのか、検討する必要がある。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>レディースデイ：12回程度、 イベント：12回程度、 インバウンド：4回程度</p>
<p>② 平成28年度以降収支計画における課題を踏まえた修正の検討について (意見)</p> <p>シミュレーションの算定資料を閲覧したところ、次のア～エの問題点が抽出された。</p> <p>ア. 営業収益にROKU建設による増収効果が考慮されていない。</p> <p>イ. 減価償却費算定の根拠資料がなく、また、算定した数値に疑義がある。</p> <p>ウ. 消費税等支払額の算定に関し、大規模施設整備による影響を考慮していない。</p> <p>エ. 売上形態別、部門別等の費用や利益を用いた分析をしていない。</p> <p>市は、売上の状況を把握し、集客力の向上や増収を図ることと同様に、収支構造を見直してコスト削減を図ることも重要な視点である。共通費の按分といった課題はあるものの、多面的に分析を行い、今後の意思決定に役立てていくことが望まれる。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>ア. ROKUはボートレース業界全体の新規顧客開拓を目的に設置した体験施設であり、その多くが初心者であるため、増収効果を積算することは困難である。</p> <p>イ・ウ. 平成33年からの次期経営計画の策定時において、減価償却費や消費税等についても適正な数値で積算する。</p> <p>エ. ボートレース事業においては、売上形態別、部門別等の費用や利益は、密接不可分の関係であるため、全体で収支を判断し意思決定を行っているが、今後は、多面的な分析についても検討していくこととした。</p>

(2) 契約、資産、労務等の管理に関する事項

監査の結果	措置の状況
<p>① 株式会社日本レジャーチャンネルへの建物貸付料徴収について (指摘)</p> <p>市は、株式会社日本レジャーチャンネルと協議のうえ、建物の貸付料を徴収すべきである。仮に、貸付料を徴収しないことに正当な理由があるのであれば、それは福岡市公有財産規則第32条1項のただし書き</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>(株)日本レジャーチャンネルへの土地・建物の貸付については、平成29年度から市有財産（土地・建物）の使用を許可（貸付）し、貸付料（年額600,018円）を徴収している。</p>

<p>の規定に基づいて、別に定めを設けるべきである。</p> <p>(経営企画課)</p>	
<p>② 福岡競艇場従事員に対する退会餞別金に係る福岡競艇場従事員共済事業補助金の公益性の再検討について (意見)</p> <p>市は、最高裁判所の判決内容を踏まえ、共済会補助金の交付に係る公益性の判断について再検討を行い、給与法定主義に基づき、内容を十分に吟味した上で、従事員に対する退職手当に関する条例の制定を検討することが望ましい。市は平成29年2月に開催される市議会に条例案を上程する方向で関係部署等と協議を行うとの回答を得ているが、実効性を伴うことが肝要であると考えられる。また、平成28年度における共済会補助金の交付及び退会餞別金の支給に関し、当該条例の制定後の処理についても検討を行うことが望まれる。</p> <p>なお、当該条例が制定されたとしても、当該条例が制定される前にすでに支給した退会餞別金については、引き続き給与条例主義を潜脱した状態にあると判断される可能性があると考えられる。その点についても市は十分に検討を行った上で、適切な対応を実施することが望まれる。</p> <p>(開催運営課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>福岡競艇場従事員に対する退会餞別金に係る福岡競艇場従事員共済事業補助金の公益性の再検討については、平成29年2月議会において、「福岡市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例案」を上程し可決された。なお、同条例については、同年2月27日に公布・施行し、同条例附則において、従事員に対する退職手当に関して規定した。</p> <p>また、同条例の施行と同日付で退会餞別金制度を廃止した。</p> <p>なお、同条例が制定される前の支給についても同条例の規定により支給した給与とする経過措置を定めた。</p>
<p>③ 特命随意契約における委託先の適切な選定について (意見)</p> <p>安易に特命随意契約が認められると、不適正な価格で契約が締結されてしまうおそれがあるため、特命随意契約を行うに当たっては、業務が「地方自治法施行令第167条の2に照らして妥当である」と客観的に</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>今後、検討経緯や特命随意契約が適切である根拠を詳細に文書化していくこととした。</p>

<p>説明できるかどうか、慎重に判断する必要がある。設備保守業務委託8件のチェックリストの「確認方法」では、「他に受託可能な業者がいる」という可能性を排除できず、特命随意契約の根拠としては、不十分である。</p> <p>検討してもなお特命随意契約が適切と考えるのであれば、その検討経緯や特命随意契約が適切である根拠を、説明責任の観点から詳細に文書化しておくことが望まれる。</p> <p>(経営企画課・開催運営課)</p>	
<p>④ 宣伝業務委託契約の選定会議構成員の見直しについて (意見)</p> <p>いずれの委託業務においても、企画選定会議の構成員は、全員経済観光文化局ボートレース事業部の職員で構成されている。コンペに複数回参加している業者も多く、選定を行う構成員とコンペ参加企業の担当者とは、顔見知りの関係となっている可能性があり、この状況は企画の選定における馴れ合いを招き、選定の公正性が保たれなくなる可能性がある。</p> <p>市は、コンペ方式による企画競争の実施に当たって、企画の選定を行う評価委員が市職員のみで構成される場合は、その過半数が事業を所管する部署以外の担当者であることを要請するなど、費用対効果も踏まえながら、望ましい選定会議構成員について検討することが望まれる。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>宣伝業務の選定会議については、その構成員の半数は、所管課の職員ではないため参加企業の担当者とは顔見知りの関係とはなっていない。</p> <p>しかし、公正性の確保及び新たな意見・発想の取り込み等を視野に、平成29年10月よりボートレースの専門知識を有する一般財団法人日本モーターボート競走会職員を企画選定会議の構成員として追加し、実施している。</p>
<p>⑤ 予定価格と契約金額に著しい差額が生じた場合の対応について (意見)</p> <p>予定価格と入札額を比較すると、契約し</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>予定価格を大幅に下回る入札を行う業者については、業務量が少なく見積もられていることが原因であると考えられるため、</p>

<p>た業社だけでなく、他業者の入札額を考慮しても全体として予定価格の半額程度となっており、予定価格を大幅に下回っている。市は入札額が予定価格を大幅に下回った原因について調査し、判明した原因に応じて、適切な対応をとることが望ましい。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>仕様書の記載内容について、より明確な表記を行い、市側と入札業者間で齟齬が生じないように努めた。また、予定価格の積算において、低減できる余地はないか見直しを行うこととした。</p>
<p>⑥ 公有財産の賃貸にかかる相手方の公募の検討について (意見)</p> <p>食堂及び売店の運営のための公有財産の貸付けについて、長期にわたり公募を行わず1者のみに貸し付けている現状に鑑みると、他の業者の参入機会がなく、契約の公平性が確保できているとは言い難い。</p> <p>契約の公平性を確保するため、食堂及び売店の運営のための公有財産の貸付けを公募方式にすることを検討することが望まれる。</p> <p>また、ファンサービスの一環として、スタンドごとに業者を変えるなど、提供するサービスの多様性を確保することもあわせて検討することが望まれる。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>【措置済 (平成 30 年 2 月 14 日通知)】</p> <p>今後、予定している東スタンドリニューアルに併せて、食堂及び売店の再配置、形態や新規業者の公募など、サービスの多様性について、検討することとした。</p>

(3) 効果的かつ効率的な経営の推進に関する事項

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>① アンケートを活用した来場頻度の把握及びその改善策の実行について (意見)</p> <p>直近のアンケート内容を確認したところ、市は、いずれのアンケートにおいても、来場者の来場頻度をアンケート項目に織り込んでいない。このことは、例えば「リピーターを増やすための施策を検討する上で、来場者のニーズを来場頻度別に把握する」といった、有用な情報を得る機会を</p>	<p>【措置済 (平成 30 年 2 月 14 日通知)】</p> <p>平成 29 年度は来場者の来場頻度及びニーズなどの実態把握のためのアンケート調査を実施した。</p> <p>※ 7 月 14 日～16 日 (3 日間)</p> <p>約 500 人を対象として実施した。</p>

<p>失っている可能性がある。</p> <p>市は、経営計画の中でも、来場者の実態把握のための定期的な調査を謳っており、その一環として、より有用なアンケートのあり方を検討することが望ましい。</p> <p>(経営企画課)</p>	
<p>②有料指定席の稼働状況把握の検討について (意見)</p> <p>有料指定席の稼働状況を把握していないため、市は施設の利用実態を把握できず、モーターボート競走事業を運営する上で、有効な意思決定に資する情報が不足している可能性がある。</p> <p>市担当者によれば、有料指定席券は発券機を用いて販売されており、検討したことはないが、発券システムに残っている情報から、稼働状況を把握できる可能性はあるとのことである。</p> <p>市は経営計画の中で、「お客様ニーズの把握」を目的とする調査を検討している。調査内容の詳細はまだ具体化されていないが、調査内容の中に有料指定席の利用状況や要望等を織り込むことも、有料指定席の利用実態を把握するための方策であると考えられる。</p> <p>有料指定席の需要の傾向を把握し、望ましい料金設定、サービス内容や座席数等を検討することが望まれる。</p> <p>(開催運営課)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>有料指定席の稼働状況については、発券システムなどから把握済みであり、その稼働状況、お客様のニーズ調査及び他場の有料席状況を踏まえ、平成30年度に行う東スタンドリニューアル工事の実施設設計の中で、有料指定席の席数、グループ席及び料金設定などの検討を行う。</p>
<p>③九州地区競艇施行者協議会と福岡県内競艇施行者協議会の統合の検討について (意見)</p> <p>目的や構成団体、協議会会則の内容等が著しく類似した団体が併存することは、事務負担が二重となり、効率性が阻害される</p>	<p>【措置を行わない（平成30年2月14日通知）】</p> <p>平成28年度から、両協議会の事務局は北九州市へ移行している。福岡県内競走施行者協議会は、福岡3施行者（福岡・若松・芦屋）の事業であり、九州地区競艇施行者</p>

<p>可能性がある。</p> <p>両者を統合することにより、総会の手配や収入・支出事務等を一本化し、事務負担の軽減を期待できる。</p> <p>また、統合により、歳入及び歳出規模が増大するとともに、重複していた業務が解消されることにより、コスト削減が図られ、より充実した事業を実施するために用いることができることも期待される。</p> <p>両競艇施行者協議会の設置趣旨や他の施行者の意見も踏まえながら、施行者協議会のあり方を検討することが望まれる。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>協議会は、九州5施行者（福岡、若松、芦屋、唐津、大村）の事業であるため、事業の統合は難しい状況であるが、事務局へは、事業の廃止や統合などの提案を行い、現在、協議会で検討を行っている状況である。</p>
<p>④ ボートレース業界全体の収入を増やすための、競艇場ごとに異なるポイントカードの共通化について (意見)</p> <p>当面の課題として、ポイントカードの他競艇場との相互利用を、福岡競艇場にて導入すべく、九州地区の他の競艇場と協議を開始することが考えられる。実際、キャッシュレスカード機能のないポイントカードの事例ではあるが、近畿地区4か所の競艇場（三国、びわこ、住之江、尼崎）がポイントカードの相互利用を導入している。さらに、長期的な課題として、全国共通のポイントカード制度の導入を目指すべく、関係者（一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会、一般財団法人 BOAT RACE 振興会など）へ働きかけることが望ましい。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>【措置を行わない（平成30年2月14日通知）】</p> <p>福岡競艇場のポイントカードについては、全国初の民間カード会社と連携したキャッシュレスカードである。他場については、キャッシュレス機能の有無や各場独自のポイントサービス付与など、それぞれ様々な工夫を施しており、相互利用の調整については困難な状況であるが、（一財）全国モーターボート競走施行者協議会へ働きかけを行い、同協議会で、相互利用について検討を行っている状況である。</p>